

むつ市農業委員会
第 8 1 7 回総会議事録

むつ市農業委員会第817回総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月16日（火）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（18名） 欠員1

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
17	四ッ谷末藏
18	鴨田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（9名） 欠員1

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

なし

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明交付申請について

報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出書受理について

報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司

次長 澤田 眞紀子

総括主幹 菅原 賢一郎

7. 会議録署名委員

6番 柴田 峯生

7番 杉山 重一

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第817回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中18名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、6番 柴田峯生委員、7番 杉山重一委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案の説明に入る前に議案番号についてお知らせします。</p> <p>これまで、むつ市農業委員会では、総会の都度、議案第1号、第2号としておりましたが、年度を通した連番とすることにしました。</p> <p>これは、第何回の総会に諮った案件なのか、すぐに分かるようになり、管理しやすくするためですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市川内町新田171番1、面積1,202㎡、登記地目「畑」、現況「畑」、農業振興地域外、農用地区域外、むつ市川内町獅子畑44番3、面積187㎡、登記地目「田」、現況「田」、農業振興地域内、農用地区域内、むつ市川内町獅子畑45番1、面積1,049㎡、登記地目「田」、現況「田」、農業振興地域内、農用地区域内、むつ市川内町獅子畑53番、面積1,726㎡、登記地目「田」、現況「田」、農業振興地域内、農用地区域内の4筆の農地であります。</p> <p>譲受者は譲渡人と同居の孫で、贈与の無償移転です。</p> <p>申請地は、譲渡人が高齢により休耕していましたが、新規就農で認定農業者である孫がタラの芽を栽培したいと希望しており、この申請に至っております。</p>

	<p>なお、獅子畑45番1は、平成29年度の農地利用状況調査において再生困難農地と判断され、第753回総会において非農地承認されておりますが、耕作再開するため、農地台帳に再登録予定であります。</p> <p>調査につきましては4月20日 鴨田委員、村口委員、千葉推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
村口委員	<p>事務局の説明に、特に補足はありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第3号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、</p> <p>むつ市大字田名部字斗南岡32番136、面積2,144.97㎡、登記地目「宅地」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、</p> <p>同斗南岡32番137、面積15,583㎡、登記地目「畑」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域内、</p> <p>同斗南岡32番138、面積41,688㎡、登記地目「畑」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域内、</p> <p>同斗南岡32番167、面積1,575㎡、登記地目「山林」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域内、</p> <p>同斗南岡32番231、面積2,656㎡、登記地目「原野」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、</p> <p>同斗南岡32番426、面積4,163㎡、登記地目「山林」、現況</p>

「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、
同斗南岡 3 2 番 4 7 1、面積 2, 4 1 3 m²、登記地目「山林」、現況
「畑」、農業振興地域内、農用地区域内、
同斗南岡 3 2 番 4 7 8、面積 6 7 7 m²、登記地目「畑」、現況「畑」、
農業振興地域内、農用地区域内、
同斗南岡 3 2 番 1 4 4、面積 8, 5 5 5 m²、登記地目「山林」、現況
「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、
以上 9 筆、合計 7 9, 4 5 4. 9 7 m²で、北海道檜山郡上ノ国町の株式
会社寅福所有の農地です。

借受人は、株式会社寅福の子会社、株式会社寅福プラントです。

この農地は、昨年貸付人が購入し、農作物栽培高度化施設建設を計画
しておりましたが、建設に向けて、国、県等の補助事業者との協議、調
整の結果、借受人が建設することとなり、農地法第 4 3 条第 1 項の規定
による届出及び農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請が必要となっ
たことから、この申請に至っております。

調査につきましては、現地は、株式会社寅福が購入してから、構造物
が撤去されただけで、あまり変化が見られないことから、現地調査は実
施せず書類審査としました。

書類審査の結果、法第 4 3 条第 1 項の届出に伴う許可申請で相違な
いことを確認し、また、法第 3 条 2 項各号に該当しないことを確認しま
した。

以上で説明を終わります。

議長 (坂本会長)

説明が終わりましたので、これより、議案第 4 号について審議を行
います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可するこ
とに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

つづきまして、議案第 5 号 非農地証明交付申請について、議題に
供します

事務局より説明願います。

事務局

それでは、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。

	<p>申請地は、むつ市柳町四丁目95番1、面積451㎡、登記地目「畑」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。</p> <p>調査につきましては4月28日 齊藤委員、林委員、山田推進委員、事務局で現地調査を行った結果、雑草が生えているが、定期的に草刈りが行われており、利用状況調査においても、数年前から保全管理が行われている農地とされ、人力では無理であっても、農業用機械による耕起で農地に復元可能であると判断しました。</p> <p>また、その他の非農地証明基準にも該当する事項がないため、非農地の証明は難しいと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
齊藤委員	<p>補足は特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第5号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、非農地証明の交付は却下することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号は、原案のとおり却下することに決定しました。</p> <p>以上で、議案審議について終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第3号から報告第5号について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出書受理についての報告の前に、農地法第43条についてご説明いたします。</p> <p>農地法第43条は、平成30年11月16日に施行された改正農地法において、農作物栽培高度化施設に関する特例として条項に追加されました。</p> <p>農作物栽培高度化施設とは、専ら農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化または高度化を図るためのものとして定義付けられ、底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウスが該</p>

当します。

この法改正により、農地に農業用ハウスを設置するに当たって、その底面を全面コンクリート等で覆う場合、農業委員会への届出が必要となり、また施設が一定の基準を満たし、専ら農作物の栽培の用に供されると判断された場合、その土地は農地とみなされ、農地転用には該当しないこととなります。

また、農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転や賃貸借等の設定をする場合は、届出と併せて農地法第3条許可申請等が必要となります。

それでは、報告第3号農地法第43条第1項の規定による届出書受理について、ご報告いたします。

届出書は4月25日付けで提出され、届出に係る施設が農作物栽培高度化施設の基準の要件を満たし、届出書の法的記載事項の記載漏れがなく、届出に必要な書類も具備しており、施設設置のための法第3条第1項の許可申請もあったことから、これを受理し、受理通知書及び農作物栽培高度化施設標識を4月27日付けで発行しております。

つづきまして、報告第4号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

川内町大川向4番44、登記地目「畑」、現況「非農地」、面積1,097㎡、農業振興地域内、農用地区域内、

同町大川向4番97、登記地目「畑」、現況「非農地」、面積1,030㎡、農業振興地域内、農用地区域内、

同町湯野川向36番5、登記地目「田」、現況「非農地」、面積2,354㎡、農業振興地域内、農用地区域外、

の3筆です。

3筆とも農地利用状況調査において、再生利用困難農地と判断され、川内町大川向の2筆が第800回総会、川内町湯野川向の1筆が第741回総会で非農地承認されていることから、3筆とも「非農地」と回答しております。

つづきまして、報告第5号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

大畑町鳥谷場186番1、登記地目「田」、現況「農業用施設」、面積1,931㎡、同町鳥谷場186番4、登記地目「田」、現況「農業用施設」、面積722㎡、2筆とも農業振興地域内、農用地区域外です。

所有者は十数年前に養豚業を廃業しましたが、畜舎は現存した状態です。農地台帳には現況「農業用施設」と登録されていますが、畜舎建設当時の転用許可申請書等の書類を保有しておらず、転用許可の有無が確認できません。

なお当該土地は、旧大畑町が土地改良事業で区画整備しており、土地改良区域内であることから、農地「農業用施設」と回答しております。

議長(坂本会長)	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>これで、本日の議案審議及び報告事項は全て終了しました。その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>何か、ありませんか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして、むつ市農業委員会第817回総会を閉会します。</p>
----------	---

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柴 田 峯 生

会議録署名委員 杉 山 重 一